

知ってほしい

埼玉県では11月を「ケアラー月間」と決めました!

ヤングケアラーのこと

ヤングケアラーとは…

本来、大人がすると想定されているような家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている18歳未満の若者のことです。

例えば

病気や障害がある家族に代わり、家事をしている



例えば

目が離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている



例えば

日本語が話せない家族や障害のある家族のために通訳をしている



どんな影響があるの?

家族の手助けをすることは素晴らしいことですが、その負担が大きい場合には、次のような影響が出てくる可能性があります。

学業への影響

遅刻・早退・欠席が増える。勉強の時間が取れなくなる など

友人関係への影響

友達とコミュニケーションを取る時間が少なくなる など

就職への影響

自分にできると思う仕事の範囲を狭めて考えてしまう など

本市の取り組み

小学5・6年生、市立中学校、市立高等学校に通う児童・生徒を対象に、学校や家庭での生活の中で抱えている悩みや困りごとに関する調査を実施し、ヤングケアラーの精神的・身体的・経済的な支援策の準備を進めています。「困っていることがある」「誰かに話したい」「あの子の様子が気になる…」と思ったら、一人で抱え込まず、まずはご相談ください。



問い合わせ…子育て相談課 ☎048-259-9005 FAX048-252-7776

子育て世帯物価等 高騰対策支援金



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対して支援金を支給します。

対象…①～③のいずれかに該当するひとり親世帯

- ①令和4年10月分の児童扶養手当受給者のかた
- ②公的年金等を受けていることにより、令和4年10月分の児童扶養手当の支給を受けていないかた
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっているかた



対象…ひとり親世帯以外で④⑤のいずれかに該当する世帯

- ④令和4年10月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けているかたのうち令和4年度分の住民税均等割が非課税のかた
- ⑤令和4年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合20歳未満)の児童を養育しているかたのうち、次のいずれかに該当するかた
 - ・令和4年度分の住民税均等割が非課税のかた
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が非課税相当の水準に下がったかた



※令和4年4月1日～令和5年2月28日に生まれた新生児も対象となります。

支給額…児童1人当たり1万2千円

※不要。ただし、対象者②、③、⑤のうち、他市区町村で令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を受給したかたは申請が必要

問 川口市子育て世帯物価等高騰対策支援金コールセンター
☎048-252-0256 FAX048-255-3188(子育て支援課内)
※月～金曜日 8:30～17:15(祝日、12月29日～1月3日を除く)

電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品など(灯油なども含む)の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対して給付金を支給します。

対象…①②のいずれかに該当する世帯

- ①令和4年9月30日時点で世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ②①のほか予期せず家計が急変し令和4年中の収入が減少するなどして①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)



※ただし、次に該当する世帯は除きます。

- ・住民税が課税されているかたの扶養親族などのみからなる世帯
- ・すでに電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金が支給された世帯

※①に該当する世帯または該当する可能性のある世帯には10月下旬から11月上旬に書類を発送します。届かないかたは、コールセンターまでお問い合わせください。

支給額…1世帯当たり5万円

☎令和5年1月31日(火)までに申請してください。

問 川口市価格高騰緊急支援給付金コールセンター
☎0120-013-203

※8:30～17:15
(12月29日～1月3日を除く)



※申請方法などの詳細は市ホームページをご覧ください。